

平成 27 年度 L2-Tech 認証 実施要領

1. 事業目的

「地球一個分」という環境制約の下、大量生産・大量消費型の社会から脱却し、2050 年までに 80%の温室効果ガス排出削減を実現するためには、エネルギー起源二酸化炭素の排出が極めて少ない大胆な低炭素技術の普及・導入を進める必要があります。

このような背景のもと、平成 26 年 3 月に環境大臣が「L2-Tech・JAPAN イニシアティブ」を発表するとともに、平成 27 年 3 月には、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらす先導的な低炭素技術を産業、業務、運輸など6つの領域において体系的に整理した「平成 26 年度版 L2-Tech リスト」を公表しました。この取組は、先導的(Leading)な低炭素技術(Low-carbon Technology) = L2-Tech(エルツーテック)を、あらゆる部門において分野別にリスト化・発信し、技術を導入する際の参考として頂くことを通じて、当該技術の開発・導入・普及の強力な推進を目的とするものです。

2. 事業内容

(1) 事業概要

日本法人が製造または販売する製品等のうち、平成 27 年 3 月に公表した「平成 26 年度版 L2-Tech リスト 第 I 表」に示す「L2-Tech の水準」を満たすものについて、本制度において設置する審査・認証検討委員会の審査結果に基づき、環境省が認証します。

認証された製品等は、「エネルギー消費量削減・二酸化炭素排出削減のための先導的な要素技術またはそれが適用された設備・機器等のうち、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらすもの」として、環境省が情報発信することにより、導入・普及を強力に推進していきます。

また、今後の普及に向けて、認証された製品・技術に対する各種の支援政策の実施を検討していきます。

(2) 募集対象製品等

次の全てを満たす製品等を審査の対象とします。公募期間外に申請されたものについては、本認証の対象外とします。

- ①「平成 26 年度版 L2-Tech リスト 第 I 表」において、「L2-Tech の水準」が掲載されている設備・機器等に該当する製品等
- ②市場への出荷実績のある商用化済みの製品等
- ③国内で製造または販売している製品等

(3) 募集対象事業者

対象設備・機器等を製造または販売している日本法人

3. L2-Tech 製品等の認証

(1) 審査・認証方法

一般公募により申請者を募集します。申請された製品等に対して、審査・認証検討委員会で審査を行い、その結果に基づき環境省が認証製品等として公表します。

審査は、原則として提出された申請書に基づく書面審査及びヒアリング審査を実施します。

(2) 審査項目

提出された申請書の内容について、審査・認証検討委員会による審査を行い、主に以下の項目に基づき総合的に適当と認められたものについて、環境省が認証を行います。

- ① 国内で製造または販売している製品等であること。
- ② 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であること。
- ③ 「平成 26 年度版 L2-Tech リスト 第 I 表」において、「L2-Tech の水準」が掲載されている設備・機器等に該当する製品であること（「L2-Tech の水準」がない設備・機器等は対象外とする）。
- ④ 申請された効率性能が上記の「L2-Tech の水準」以上であり、以下のいずれかにより根拠を示すことができること。
 - ・ 既存制度（環境省環境技術実証事業、Energy Star）における認証の根拠書類
 - ・ ISO（国際標準化機構）、JIS（日本工業規格）等の規格に定める試験方法に準拠、または審査・認証検討委員会が認める試験方法に基づく性能試験結果報告書
 - ・ JISQ9001（ISO9001）「品質マネジメントシステム要求事項」、JISQ17020（ISO/IEC17020）「検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項」、JISQ17025（ISO/IEC17025）「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項」に準拠した品質管理システムを構築済の試験所が策定する性能試験結果報告書

(3) 審査結果の通知

選定/非選定に関わらず、認証結果通知書を申請者に送付します。非選定の場合は、理由を付して通知します。

(4) 認証時期による識別

認証された製品等には審査時点の L2-Tech 水準が識別可能な認証が付与されます。（例えば、平成 26 年度 L2-Tech リストに基づき認証された今回の認証製品は、L2-Tech 2015（仮）として認証されます。）

4. 公募案内

(1) 申請書類の提出期間

平成 27 年度 8 月 17 日（月）～9 月 4 日（金）午後 5 時必着とします。

(2) 申請書類の提出先・問合せ先

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社
パブリックセクター（担当：藤波・伊原・石津）

「平成 27 年度 L2-Tech 制度・システム等構築支援業務係」

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

TEL:03-4334-8930 E-mail:l2-tech@tohatsu.co.jp

※公募開始の平成 27 年度 8 月 17 日(月)以降に、別添「資料 1：平成 27 年度 L2-Tech 認証 申請書」に必要事項を記入、押印の上 PDF 等で電子化し、以下の必要書類とともに、下記提出先に電子メールで送信してください(電子化等が困難な書類等を含む場合等は、郵送も可)。なお、郵送の場合は、電話によるご連絡も合わせてお願いいたします。
※郵送の場合、封筒に赤字で「平成 27 年度 L2-Tech 認証 申請書類在中」と明記してください。

(3) 提出書類

申請者は以下の書類を申請受付期間中に提出してください。原則として一度提出された書類の変更は受け付けません。

提出書類は、認証対象製品等の審査のみに用います。また、申請書への記載により仕様書等の返却を希望する場合は、審査後に返却します。

<提出書類>

①申請書

②仕様書・パンフレット・設備のシステム図等、低炭素を実現する原理・仕組みがわかるもの

③効率性能の根拠書類(以下のいずれか)

イ) 既存制度に提示した効率性能の根拠書類

・環境省環境技術実証事業

・Energy Star

ロ) ISO(国際標準化機構)、JIS(日本工業規格)等の規格に定める試験方法に準拠、または審査・認証検討委員会が認める試験方法に基づく性能試験結果報告書

ハ) 以下の規格に準拠した品質管理システムを構築済の試験所が策定する性能試験結果報告書

・ JISQ9001 (ISO9001)「品質マネジメントシステム要求事項」

・ JISQ17020 (ISO/IEC17020)「検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項」

・ JISQ17025 (ISO/IEC17025)「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項」

5. 留意事項等

(1) 公表

認証対象設備・機器等については、環境省ホームページにおいて、上記4. (3)「①申請書」の記載内容を公表します。また、併せて記者発表を行う場合があります。なお、当該事業者の財産管理上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある情報については、原則公表しません。

(2)「L2-Tech」の名称の使用等に当たっての遵守事項

「L2-Tech」の名称の使用等に当たっての遵守事項については、平成 27 年 10 月頃(予定)に「L2-Tech 認証制度運営規則」を定めて、L2-Tech 認証制度の運営を行う予定です。今回認証される製品等についても、同遵守事項が遡って適用されますので、ご注意ください。

(3) 認証の取消等

次のいずれかに該当する場合には、当該製品等に対し、認証の取消し、「L2-Tech」の名称の使用又は認証製品等の公表の中止を行うことがあります。

- ①上記(2)で定める運営規則を遵守しない者に対し、注意喚起を行っているにもかかわらず、改善が見られない場合
- ②申請内容の虚偽、その他法令等に違反したことが判明した場合
- ③重大な公序良俗違反、その他のL2-Tech 認証制度の信用を損ねる恐れのある行為が認められた場合

(4) 情報の取扱いについて

提出された申請書類は機密情報として取扱い、本審査・認証関係者以外への開示は行いません。また、郵送された書類について、申請書への記載により希望する場合は、審査後に返却します。